

## 「障がい者の雇用・就労支援に係る政策提言書」回答

1. 当市で障がい者の雇用と就労を確実に進めるのは、行政の支援も大切ですが、現在ある中津川市障害者雇用促進協議会が中心になることが適切と考えます。

具体的には、

- ① 現在の中津川市障害者雇用促進協議会の活動が中津川市の現状にあった実働的な組織となるよう、執行部から働きかける。
- ② 障がい者就労のための情報を1つにまとめたガイドブック等を作成する。
- ③ 企業・作業所と障がい者とを円滑に結ぶために、相談員・相談体制を充実する。

### 【回答】

これまで、障がい者の雇用と就労を進めるため、中津川市障害者雇用促進協議会を中心として施策に取り組んでまいりましたが、今後も提言いただいた内容を踏まえ、より分かりやすく伝わる情報発信と、企業と障がい者の双方に対する支援に努めていきます。

項目ごとの内容は次のとおりです。

- ① 提言いただいた内容を踏まえ、中津川市障害者雇用促進協議会の目的である中津川市障害者福祉計画の基本目標である障がい者の「働く」を大切にする施策を進めるため、市民福祉部だけでなく、雇用、労政を担当する商工観光部も当協議会に参加し、事業主、経済団体、障がい者団体等との連携を強化し、当協議会に実働的な組織となるよう働きかけていきます。
- ② 文教民生委員会の先進都市行政視察から、他自治体の先進的な事例をご紹介いただきましたので、それらを参考に、中津川市版の「企業・作業所と障がい者の双方向に向けて情報発信のできるガイドブック」を作成いたします。
- ③ 現在、障がい者の就労を含めた相談全般について、基幹相談支援センター、相談支援事業所で随時、相談対応を行っています。今後は相談支援事業所間の連携や相談体制の充実を図るとともに、障がい者の一般就労、福祉的就労を促進するため、ハローワーク等、関係機関との連携強化を行っていきます。

2. 障がい者の雇用と就労を更に進めるために、障がい者と企業・作業所への支援が必要です。

- ① 就労に関して、障がい者の一番困っていることは、交通手段の確保です。早急を実施できる交通費補助制度を新設する。
- ② 雇用や就労の参考となる情報発信(福祉フェア等)を行う。
- ③ 就労継続支援(A型・B型)事業者及び小規模作業所への仕事の紹介や相談のできる窓口を設置する。

【回答】

令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とする「中津川市障がい者福祉計画第7期計画」において、障がい者の雇用と就労に係る施策の推進について、拡充に努めていきます。

項目ごとの内容は次のとおりです。

- ① 中津川市障がい者福祉計画 第7期計画において、新たな施策として就労に係る移動手段への支援研究を盛り込んでいます。提言いただいた「交通費補助制度」については、早期実施に向け取り組んでいきます。
- ② 障がい者就労のための情報発信については、ガイドブック等の作成と合わせて、市が行う福祉フェアでのPR活動を行い、雇用や就労についての情報発信に努めていきます。
- ③ 就労継続支援(A型・B型)事業者及び小規模作業所の活動内容について、ハローワークと連携し、市内の企業等に対して福祉的就労事業所の案内等、周知を行っていきます。

仕事の紹介や相談できる窓口については、就労継続支援(A型・B型)事業者及び小規模作業所と企業側の双方の実情やニーズ等の調査を行い、設置に向けて仕組みづくり等について研究していきます。